

IV. 関連資料

1. 川崎市福祉のまちづくり条例

平成 9 年 7 月 1 日 条例 第 36 号

最近改正 令和 3 年 3 月 24 日 条例 第 15 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

第 2 章 福祉のまちづくりの基本方針等（第 7 条～第 9 条）

第 3 章 施設の整備

第 1 節 公共的施設の整備（第 10 条～第 14 条）

第 2 節 指定施設の整備（第 15 条～第 21 条）

第 3 節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備（第 22 条～第 24 条）

第 4 章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項
（第 25 条～第 35 条）

第 5 章 雑則（第 36 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行い、及び心豊かな生活を送ることができるよう行われる福祉のまちづくりに関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、並びに市の基本方針に基づく施策について定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「公共的施設」とは、官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

（市の責任）

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる

ようその整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりの重要性及び地域社会の一員としての自らの役割を認識し、相互に協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(協力及び連携)

第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。

第2章 福祉のまちづくりの基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的に実施するものとする。

(1) すべての市民が、福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者、障害者等が、安全かつ快適に利用できるよう施設を相互の連携に配慮して整備すること。

(情報の提供等)

第8条 市は、事業者及び市民に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供、技術的指導又は助言を行うものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 施設の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。

(1) 移動等円滑化経路（令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）に関する事項

(2) 敷地内の通路に関する事項

(3) 出入口に関する事項

(4) 廊下及び階段に関する事項

(5) エレベーターに関する事項

- (6) 便所に関する事項
- (7) 駐車場に関する事項
- (8) 標識、案内設備及び案内設備までの経路に関する事項
- (9) 歩道及び公園の園路に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項
(整備基準の遵守)

第11条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の様式替え（以下「新築等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守した場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用することができる認められる場合又は規模、構造、地形の状況等により整備基準を遵守することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

(既存施設の整備)

第12条 この条例の施行の際現に存する公共的施設（新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）を設置し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(維持及び保全)

第13条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させた場合は、当該適合させた部分の機能の維持及び保全に努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第14条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、市長に対し、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

第2節 指定施設の整備

(事前協議)

第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合（規則で定める軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。

(指導又は助言)

第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(工事完了の届出、完了検査等)

第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に関し市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の

内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(適合状況の報告等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの（以下「既存指定施設」という。）を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(立入調査)

第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること（以下「立入調査」という。）ができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備

(公共車両等の整備)

第22条 鉄道車両、自動車その他の旅客の運送の用に供するもの（以下「公共車両等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(公共的工作物の整備)

第23条 公衆電話ボックスその他の不特定かつ多数の者の利用に供する工作物（以下「公共的工作物」という。）を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第24条 住宅を供給する事業者は、当該供給する住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 市民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第25条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物(次条において「応急仮設建築物等」という。))を除く。)とする。

(1) 学校(令第5条第1号に規定するものを除く。)

(2) 共同住宅

(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定するものを除く。)

(4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場(令第5条第11号に規定するものを除く。)

(特別特定建築物等の新築の規模)

第26条 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等(特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。)(応急仮設建築物等を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第27条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項(次項に規定する条例対象小規模特別特定建築物(令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)は、次条から第32条までに定めるところによる。

2 条例対象小規模特別特定建築物について法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第30条まで、第32条及び第33条に定めるところによる。

(階段)

第28条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 踊場に手すりを設けること。

(2) 主たる階段は、回り階段でないこと。

(3) 主たる階段の幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、130センチメートル以上とすること。

2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。

(便所)

第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(移動等円滑化経路)

第30条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
- (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、140センチメートル以上とすること。
 - イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第31条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条及び第33条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路
- (5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

(公立小学校等及び特定建築物に関する読替え)

第32条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第28条第1項、第29条及び前条の規定（条例対象小規模特別特定建築物にあつては、同条の規定を除く。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用)

第33条 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第11条の規定を、条例対象小規模

特別特定建築物の階段については令第12条（第6号を除く。）の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第13条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第14条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令第16条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令第17条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令第18条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令第20条第1項及び第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路については令第21条の規定を準用する。この場合において、令第18条第1項中「次に」とあるのは「第2号又は第3号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項及び第18条第1項中「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第34条 第25条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できることを認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。

（手数料）

第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（1）官公署からの申請によるとき。

（2）その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

4 既納の手数料は、還付しない。

第5章 雑則

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物等（改正後の条例第27条に規定する特別特定建築物等をいう。以下この項において同じ。）の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する建築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。）については、改正後の条例第4章の規定は、適用しない。

附 則（平成30年9月11日条例第60号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲

げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。（平成30年9月25日から施行）

附 則（令和3年3月24日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定の施行の際現に工事中の指定施設（川崎市福祉のまちづくり条例第15条に規定する指定施設をいう。以下同じ。）の新築等（川崎市福祉のまちづくり条例第11条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は第2条の規定の施行の日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、同条の規定による改正前の条例第22条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第26条関係）

特別特定建築物等	建築の規模
学校	床面積の合計 2,000平方メートル未満
病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
診療所（患者の入院施設がないものに限る。）	床面積の合計 500平方メートル以上
集会場又は公会堂	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
公衆浴場	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000平方メートル以上
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

2. 川崎市福祉のまちづくり条例施行規則

平成9年11月21日 規則 第103号

最近改正 令和3年3月31日 規則 第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

(整備基準)

第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定める整備基準は、公共的施設の種類の区分に応じ、別表第2から別表第6までに定めるとおりとする。

(整備基準適合証)

第4条 条例第14条第1項の規定による請求は、整備基準適合証交付請求書（道路及び公園以外の公共的施設用）（第1号様式）、整備基準適合証交付請求書（道路用）（第2号様式）又は整備基準適合証交付請求書（公園用）（第3号様式）により行わなければならない。

2 前項の整備基準適合証交付請求書には、道路以外の公共的施設に係るものにあつては第1号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を、道路に係るものにあつては第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる図書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、条例第17条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

(1) 市長が別に定めるところにより、整備基準の適合状況について記載した書類

(2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(3) 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、道路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図

(4) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図

(5) 縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに土地の高低を明示した平面図

(6) その他市長が必要と認める図書

3 条例第14条第1項に規定する整備基準適合証は、第4号様式のとおりとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、整備基準適合証の交付を受けた者から整備基準適合証を返還させることができる。

(1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった公共的施設が、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替えにより整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

(指定施設)

第5条 条例第15条に規定する指定施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。

(事前協議)

第6条 条例第15条の規定による事前協議は、次の各号に掲げる指定施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、指定施設新築等(変更)事前協議書(第5号様式)により行わなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請(以下「確認申請」という。)を要する指定施設 確認申請をする日の30日前

(2) その他の指定施設 新築等の工事に着手する日の30日前

2 前項の指定施設新築等(変更)事前協議書には、第4条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 条例第15条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準に適合している部分を高齢者、障害者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更

(2) 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の変更

(工事完了の届出)

第8条 条例第17条第1項の規定による届出は、指定施設工事完了届(第6号様式)により行わなければならない。

2 前項の指定施設工事完了届には、事前協議に基づく工事が行われたことを証する写真を添付しなければならない。

(勧告)

第9条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書(第7号様式)により行うものとする。

(公表)

第10条 条例第19条第1項の規定による公表は、公告等の方法により行うものとする。

2 条例第19条第2項に規定する通知は、意見等の機会付与通知書(第8号様式)により行うものとする。

(適合状況の報告)

第11条 条例第20条第1項の規定による報告は、市長が定める期日までに、指定施設適合状況報告書(第9号様式)により行わなければならない。

2 前項の指定施設適合状況報告書には、第4条第2項第1号に掲げる書類を添付しなければならない。

(身分証明書)

第12条 条例第21条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、第10号様式とする。

(許可の申請等)

第13条 条例第34条の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書(第11号様式)に、第4条第2項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第34条の規定による許可の申請があった場合において、許可の決定をしたときは許可通知書（第12号様式）により、不許可の決定をしたときは不許可通知書（第13号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第24号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月30日規則第85号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成12年12月28日規則第136号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第18号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月1日規則第99号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）第15条の規定による協議又は同条例第22条ただし書の規定による通知が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る同条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月23日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月28日規則第65号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第114号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）第6条の規定は、平成20年5月1日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請を行う者について適用し、同日の前日までに当該申請を行う者については、なお従前の例による。
- 3 新規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）第15条の規定による協議又は同条例第22条ただし書の規定による通知が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る同条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月4日規則第67号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（第1条、第16条及び第19条を除く。）による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成29年3月31日規則第33号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第40号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）第15条の規定による協議又は川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（令和3年川崎市条例第15号）による改正前の川崎市福祉のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第22条ただし書の規定による通知が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る旧条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に工事中の指定施設の新築等又は施行日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、改正前の規則第13条及び第14条並びに第11号様式の規定は、なおその効力を有する。
- 4 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表第1（第2条、第5条関係）

区分	公共的施設	指定施設
1 官公庁の施設	官公庁の施設	全ての施設
2 社会福祉施設	(1) 保育所 (2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全ての施設
3 医療施設	(1) 病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。） (2) 診療所（（1）を除く。）	全ての施設
4 教育文化施設	(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づくもの） (2) 自動車教習所 (3) 博物館、美術館又は図書館 (4) 集会場又は公会堂 (5) その他これらに類する施設	全ての施設
5 公共交通機関の施設	(1) 鉄道の駅 (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設	全ての施設
6 鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される通路、駅前広場その他これらに類する施設（14に該当するものを除く。）	全ての施設
7 宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計（増築の場合にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。）が500平方メートル以上の施設
8 商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗 (2) ガス小売事業者の営業所及び事務所 (3) 小売電気事業者の営業所及び事務所 (4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所 (5) コンビニエンスストア（物品販売業を営む店舗のうち、用途面積が30平方メートル以上200平方メートル未満で、食料品を取り扱い、かつ、1日の営業時間が14時間以上であるものをいう。） (6) 薬局 (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（（5）及び（6）を除く。） (8) 飲食店 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (10) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (11) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	(1) から (6) までにあつては、全ての施設 (7) から (11) までにあつては、用途面積が200平方メートル以上の施設

9 共同住宅等	(1) 共同住宅 (2) 寄宿舍又は下宿	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
10 事務所	事務所(1及び8に該当するものを除く。)	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
11 1から10までに掲げる施設に準ずるもの	(1) 地下街その他これに類する施設 (2) 公衆便所(他の用途の施設の附属施設であるものを除く。) (3) 公衆浴場 (4) 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場 (5) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場 (6) 展示場 (7) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 (8) 工場	(1)から(3)までにあつては、全ての施設 (4)にあつては、用途面積が300平方メートル以上の施設 (5)から(7)までにあつては、用途面積が500平方メートル以上の施設 (8)にあつては、用途面積が1,000平方メートル以上の施設
12 公共用歩廊	公共用歩廊	用途面積が2,000平方メートル以上の施設
13 複合施設	1から12までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物(異なる用途に供する部分が明確に区分され、出入口等の主要な部分を共有しないものを除く。)	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
14 道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	
15 公園	(1) 公園及び緑地 (2) 動物園、植物園及び遊園地 (3) その他これらに類する施設	

別表第2（第3条関係）

公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
<p>1 移動等円滑化経路</p>	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（キに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）にすること。</p> <p>ア 公共的施設に、当該公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の利用に供する居室（別表第1の9に掲げる公共的施設に設ける住戸又は住室（以下「住戸等」という。）を除く。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 公共的施設又はその敷地に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）に設けられるものを除く。以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 公共的施設が別表第1の9に掲げるものである場合 道等から当該公共的施設の住戸等までの経路</p> <p>オ 別表第1の9に掲げる公共的施設に、車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>カ 別表第1の9に掲げる公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路</p> <p>キ 公共的施設が別表第1の12に掲げるものである場合 公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。</p>
<p>2 敷地内の通路</p>	<p>(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ウ 段がある部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(エ) 蹴込板を設けること。</p> <p>エ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</p> <p>(イ) 傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>オ 排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路（（3）に該当するものを除く。）は、（1）の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p>

	<p>(ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが20センチメートル以下のものにあつては、12分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが60センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</p> <p>(エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(3) 別表第1の8（5）の施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3（2）の施設に限る。）及び8（6）から（11）までの施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル未満の同表の11（4）の施設に限る。）に掲げる公共的施設（以下これらを「小規模施設」という。）並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないもの（以下「その他の非該当施設」という。）の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、（1）の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、当該踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</p> <p>(エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(4) 1の（1）のア及びエに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により（2）又は（3）の規定によることが困難である場合における1、（2）及び（3）、3、4の（2）、6の（2）及び（3）並びに7（4）を除く。）の規定の適用については、1の（1）のア及びエ中「道等」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。</p>
3 出入口	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口（（2）に該当するものを除く。）は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成し、かつ、直接地上へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。</p>

	<p>エ 戸を設ける場合には、その前後の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に視覚障害者に対し戸の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（（2）の施設に限る。）、9、10及び11（（5）及び（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p>
<p>4 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>(1) 利用者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるよう努めること。</p> <p>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（（2）の施設に限る。）、9（（2）の施設に限る。）、10及び11（（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（（1）の施設に限る。）及び11（（5）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、（1）の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9に掲げる公共的施設にあっては、廊下等の末端付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間30メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の設けた場合は、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 別表第1の2（（1）の施設を除く。）及び3に掲げる公共的施設にあっては、施設の状況等を勘案し適切に手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</p>
<p>5 階段</p>	<p>利用者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。ただし、7に規定する構造のエレベーター及びその乗降ロビーが設けられた場合又は小規模施設若しくはその他の非該当施設の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。この場合において、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、階段と連続して手すりを設けること。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(6) 段鼻には、滑り止めを設けること。</p> <p>(7) 蹴込板を設けること。</p> <p>(8) 階段の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（（2）の施設に限る。）、9（（2）の施設に限る。）、10及び11（（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9</p>

	<p>((1) の施設に限る。) 及び11 ((5) の施設に限る。) に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p> <p>(9) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
6 傾斜路	<p>(1) 利用者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 傾斜路の前後の廊下等及び踊場との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。) には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4 ((2) の施設に限る。) 、 9 ((2) の施設に限る。) 、 10及び11 ((8) の施設に限る。) に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9 ((1) の施設に限る。) 及び11 ((5) の施設に限る。) に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路 ((3) に該当するものを除く。) は、(1) の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 勾配は、12分の1以下とすること。</p> <p>ウ 高さが60センチメートルを超えるものにあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</p> <p>エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(3) 小規模施設及びその他の非該当施設の移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1) の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 勾配は、8分の1以下とすること。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</p> <p>エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p>
7 エレベーターその他の昇降機	<p>(1) 別表第1の1、2、3 ((1) の施設に限る。) 、 4 ((1) から (3) までの施設に限る。) 、 11 ((1) の施設に限る。) 及び12に掲げる公共的施設、用途面積が50平方メートル以上の同表の11 ((2) の施設に限る。) に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル以上の同表の4 ((4) の施設に限る。) に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の3 ((2) の施設に限る。) 、 8 ((5) 、 (9) 及び (11) の施設を除く。) 及び11 ((3) の施設に限る。) に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7、8 ((9) 及び (11) の施設に限る。) 、 9 ((1) の施設に限る。) 及び11 ((4) から (7) までの施設に限る。) に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上で4階以上の階を有する同表の9 ((2) の施設に限る。) 、 10、11 ((8) の施設に限る。) に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p>

- 設に限る。)及び13に掲げる公共的施設にあっては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター(2)及び(3)に規定するものを除く。以下(1)において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。
- ア 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等又は乳幼児を同伴する者が授乳をすることができる場所及び当該乳幼児のおむつの取替えをすることができる設備を設けた施設(以下「乳幼児等用施設」という。)がある階及び地上階に停止すること。
- イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- エ 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。
- オ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- カ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- ケ 籠内に、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。
- コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。
- サ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- ス 床面積の合計が2,000平方メートル以上の公共的施設における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまで、カ、キ及びケからシまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーターが1の(1)のエからカまでに定める移動等円滑化経路に設けるものである場合は、この限りでない。
- (ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9(2)の施設に限る。)、10及び11(8)の施設に限る。)、13に掲げる公共的施設において、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。
- (イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
- セ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからスによるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。
- (ア) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4(2)の施設に限る。)、9(2)の施設に限る。)、10及び11(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9(1)の施設に限る。)及び11(5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。
- a 点字
- b 文字等の浮き彫り
- c 音による案内
- d aからcまでに掲げる方法に類するもの
- (イ) 乗降ロビーに設ける制御装置に近接する廊下等(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4(2)の施設に限る。)、9、10及び11(5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。
- (2) (1)に該当する公共的施設以外の公共的施設にあっては、移動等円滑化経路を

	<p>構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、（１）に定める構造とするよう努めること。</p> <p>（３）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第2項第6号に規定する移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、同号の規定による車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。</p> <p>（４）利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4（（２）の施設に限る。）及び9、10及び11（（５）及び（８）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、くし板をステップ部と区別しやすい色にするよう努めること。</p>
8 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の8（（５）の施設に限る。）及び用途面積が200平方メートル未満の同表の8（（６）の施設に限る。）に掲げる公共的施設は、この限りでない。</p> <p>（１）便所内に、車椅子使用者用便房を1以上設けることとし、当該車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は次に定める構造とすること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（（２）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（（６）から（11）までの施設に限る。）及び11（（４）の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>オ 車椅子使用者用便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。</p> <p>カ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p> <p>キ 車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。</p> <p>ク 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。</p> <p>ケ 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。</p> <p>コ 車椅子使用者用便房が設けられている便所は、直接地上へ通じる出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。</p> <p>（２）便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（（２）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（（６）から（11）までの施設に限る。）及び11（（４）の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p> <p>（３）便所内に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。ただし、別表第1の4（（１）の施設に限る。）、8（（９）の施設に限る。）、9、10及び11（（８）の施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3（（２）の施設に限る。）、4（（３）及び（４）の施設に限る。）、8（（９）の施設を除く。）及び11（（３）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに1,000平方メートル未満の同表の2、4（（２）の施設に限る。）、7及び11（（５）から（７）までの施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう</p>

	<p>努めること。</p> <p>(4) (1) の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1 以上）の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 1 以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1 以上設けること。</p> <p>オ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1 以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。</p> <p>(5) (2) から(4) までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(6) (1) から(4) までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</p>
9 駐車場	<p>(1) 別表第1 の1 から4 まで、8（(1) から(4) までの施設に限る。）、10、11（(1) から(7) までの施設に限る。）及び13に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の8（(6) から(11) までの施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル以上の同表の9（(1) の施設に限る。）に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、駐車台数が100台以下のものにあつては1 以上の、100台を超えるものにあつては駐車台数に100分の1 を乗じて得た数（その数に1 未満の端数があるときは、これを1 に切り上げるものとする。）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 1 の(1) のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 平坦な場所に設けること。</p>
10 レジ通路等	<p>別表第1 の4（(3) 及び(4) の施設に限る。）、8（(1) から(4) までの施設に限る。）及び11（(3) 、(4) 、(6) 及び(7) の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が300平方メートル以上の同表の8（(6) から(11) の施設に限る。）に掲げる公共的施設で、レジ通路等（商品等の代金を支払う場所及び劇場等の改札口における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合は、1 以上のレジ通路等の幅は、90センチメートル以上とすること。</p>
11 浴室、シャワー室又は更衣室	<p>別表第1 の2（(1) の施設を除く。）、3（(1) の施設に限る。）、9（(2) の施設に限る。）及び11（(3) 及び(7) の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する共同浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1 以上）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) 共同浴室及びシャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用できるように、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(5) 共同浴室の洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとする。</p>
12 客室	<p>(1) 別表第1 の2（(1) の施設を除く。）に掲げる施設及び用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客</p>

	<p>室を設ける場合は、客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用客室を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所は、8の(1)に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に利用者の利用に供する便所（8の(1)に定める構造のものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室は、11に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている公共的施設に利用者の利用に供する共同浴室（11に定める構造のものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な空間を確保すること。</p> <p>エ ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</p>
13 客席等及び舞台	<p>(1) 別表第1の1、2、4及び11（(4)、(6)及び(7)の施設に限る。）に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する固定式の客席又は観覧席（以下「客席等」という。）を設ける場合は、客席等の数が500席以下のものにあつては2席以上の、500席を超えるものにあつては席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上の、次に定める構造の車椅子で利用できる席（以下「車椅子使用者用席」という。）を設けること。</p> <p>ア 観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる位置とすること。</p> <p>イ 1席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 1以上の車椅子使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とするよう努めること。</p> <p>エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 出入口から車椅子使用者用席に至る通路のうち1以上の通路は、幅120センチメートル以上とし、区間50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が円滑に客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。</p>
14 標識	<p>7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(1)から(3)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設又は19に定める乳幼児等用施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設があることを表示する次に定める構造の標識を設けること。ただし、小規模施設、別表第1の4（(2)の施設に限る。）、9（(2)の施設に限る。）、10及び11（(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9（(1)の施設に限る。）及び11（(5)の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の標識とするよう努めること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>(2) 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるものであること。</p>
15 案内設備	<p>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(1)から(3)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設若しくは19に定める乳幼児等用施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けることとし、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4（(2)の施設に限る。）、9（(2)の施設に限る。）、10及び11（(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9（(1)の施設に限る。）及び11（(5)の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の案内板その他の設備を設けるよう努めること。</p> <p>ア 案内板その他の設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者に対する案内板その他の設備は、当該エレベーターその他の昇降機、</p>

	<p>便所又は乳幼児等用施設の配置を次に掲げる方法のいずれかにより表示を行うこと。</p> <p>(ア) 点字</p> <p>(イ) 文字等の浮き彫り</p> <p>(ウ) 音による案内</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる方法に類するもの</p> <p>(2) 案内所を設ける場合は、(1)の規定は適用しない。</p>
16 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にすること。ただし、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、小規模施設、別表第1の4(2)の施設に限る。)、9(2)の施設に限る。)、10及び11(8)の施設に限る。))に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9(1)の施設に限る。))及び11(5)の施設に限る。))に掲げる公共的施設において、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にするよう努めなければならない。ただし、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。))及び点状ブロック等を適切に組み合わせ敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行なうために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分</p> <p>(ウ) 傾斜路がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1以下の傾斜がある部分、高さが16センチメートル以下、かつ、勾配が12分の1以下の傾斜がある部分、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。))</p>
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 別表第1の1、3(1)及び8(1)から(4)までの施設に限る。))に掲げる公共的施設において、利用者の案内又は呼び出しのための窓口等を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。</p> <p>(2) 別表第1の1、2(1)の施設を除く。))及び4(3)及び(4)の施設に限る。))に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を備えること。</p> <p>(3) 別表第1の1、2(1)の施設を除く。))、4及び11(4)、(6)及び(7)の施設に限る。))に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。</p>
18 カウンター及び記載台	<p>カウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の9に掲げる公共的施設及びその他</p>

	<p>の公共的施設で指定施設に該当しないものにあつては、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 高さは、70センチメートル程度とすること。</p> <p>(2) 下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。</p>
19 乳幼児等用施設	<p>(1) 用途面積が1,000平方メートル以上の別表第1の1、2（（1）の施設を除く。）、3、4（（2）から（4）までの施設に限る。）、7、8（（5）及び（9）の施設を除く。）、11（（8）の施設を除く。）及び13に掲げる公共的施設には、乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けることとし、乳幼児等用施設は、4の（2）に定める構造の廊下に面して設け、かつ、出入口の幅は80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 用途面積が1,000平方メートル未満の別表第1の1、2（（1）の施設を除く。）、3、4（（2）から（4）までの施設に限る。）、7、8（（9）の施設を除く。）及び11（（8）の施設を除く。）に掲げる公共的施設にあつては、（1）に定める構造の乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けるよう努めること。</p>

別表第3（第3条関係）

公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 経路	<p>公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他これらに類する施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化された経路」という。）をプラットホーム等（プラットホームその他の旅客の乗降場所をいう。以下同じ。）ごとに1以上設けること。</p> <p>（1）床面に高低差がある場合は、（2）に定める構造の傾斜路又は（3）に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した次に定める構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p> <p>ア 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>エ 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>キ 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ク 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めを設けること。</p> <p>ケ エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>（2）経路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 傾斜路の勾配は、15分の1以下とすること。ただし、高低差が20センチメートル未満の場合又は屋内の場合は、12分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高低差が60センチメートルを超える場合は、60センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 高低差が16センチメートルを超える場合は、手すりを設けること。</p> <p>オ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>カ 表面は、滑りにくい仕上げとし、踊場及び通路との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとするにより、その存在を容易に識別しやすいものとする。</p> <p>（3）経路に設けるエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠は、間口140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造の籠（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 籠の床面は、車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。</p> <p>オ 籠内には、籠が停止した階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>カ 籠内には、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>キ 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p>

	<p>ク 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に操作盤を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、1以上には、インターホン（籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。）を設けること。</p> <p>ケ 籠内及び乗降ロビーの制御装置の操作の表示及び階の表示を点字その他の方法により行うこと。</p> <p>コ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。</p> <p>サ 乗降ロビーには、停止する籠の昇降方向を音声等により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>シ 戸の開扉時間を延長する機能を有していること。</p> <p>ス 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>(4) 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、有効幅員は90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 照明設備を設けること。</p> <p>(5) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>ア (2) に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路</p> <p>イ 5に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路</p> <p>ウ (3) に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路</p> <p>エ 2に定める構造の券売機に近接する通路</p> <p>オ 3の(2)に定める構造の改札口に近接する通路</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路</p> <p>キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p>
2 券売機	<p>券売機を設ける場合は、次に定める構造の券売機を1以上設けること。</p> <p>(1) 券売機の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。</p> <p>(2) 券売機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>
3 改札口	<p>(1) 1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 移動円滑化された経路に近接すること。</p> <p>ウ 車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。</p> <p>エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 1以上の改札口は、移動円滑化された経路に近接して設置し、かつ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、分かりやすい方法で表示すること。</p>
4 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造の車椅子使用者を始めとする全ての利用者が円滑に利用できる便房（以下「多機能便房」という。）を有する便所（以下「多機能トイレ」という。）とし、全てのプラットホーム等と移動円滑化された経路で接続すること。</p> <p>ア 便所及び多機能便房の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所及び多機能便房の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>ウ 多機能便房の幅及び奥行きの内法（のり）は、それぞれ200センチメートル以上</p>

	<p>とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。</p> <p>エ 便所及び多機能便所の出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>オ 多機能便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>カ 多機能便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。</p> <p>キ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ク 多機能便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p> <p>ケ 多機能便房内に荷物台を設置するよう努めること。</p> <p>コ 多機能トイレは、外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。</p> <p>サ 出入口には、多機能トイレである旨を表示すること。</p> <p>シ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）等とすること。</p> <p>ス 1以上の便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。</p> <p>(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所及び1以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所及び便房の出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。</p> <p>カ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）等とすること。</p>
5 階段	<p>段を設ける場合は、150センチメートル以上で利用者が安全かつ円滑に利用できる有効幅員（当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）を確保し、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 主たる階段は、回り階段としないこと。</p> <p>(2) 手すりを設けること。</p> <p>(3) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとするにより、段を容易に識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 照明設備を設けること。</p>
6 エスカレーター	<p>1の(1)ただし書に規定する場合以外の場合にエスカレーターを設ける場合は、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p>
7 プラットホーム等	<p>プラットホーム等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあつては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。</p> <p>(3) (2)のプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(4) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p>

	<p>(5) 高齢者、障害者等が公共車両等に円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(6) 上屋を設けるよう努めること。</p> <p>(7) 利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 照明設備を設けること。</p>
8 カウンター及び記載台	<p>1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。この場合においては、当該設備を保有している旨をその付近に表示すること。</p> <p>(1) 高さは、75センチメートル程度とすること。</p> <p>(2) 下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。</p> <p>(3) 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。</p>
9 公衆電話機及び公衆電話台	<p>公衆電話機及び公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の公衆電話機及び公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>(1) 公衆電話機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(2) 公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。</p>
10 案内標示	<p>1の(2)に定める構造の傾斜路、1の(3)に定める構造のエレベーターその他の昇降機又は4に定める構造の便所を設ける場合は、案内標示(各施設の配置を表示した案内板等の案内設備及び各施設があることを示す標識をいう。)を次のように設け、かつ、公共車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 案内設備は、次に定める構造とすること。ただし、各施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすいものとする。</p> <p>イ 音、点字その他の方法による表示を行うこと。</p> <p>ウ 標識を設けること。</p> <p>(2) 標識は、各施設の付近であって、高齢者、障害者等が見やすい位置に設置し、表示すべき内容が分かりやすいものとする。</p>

別表第4（第3条関係）

鉄道の駅と一体として利用される施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 経路	<p>常時一般交通の用に供する経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。</p> <p>ウ 路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(2) 公共交通機関の施設若しくは道路との間又は床面に高低差がある場合は、(3)に定める構造の傾斜路又は別表第3の1の(3)のウからサまでに定めるほか、次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p> <p>ア 籠は、間口150センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、間口は140センチメートル以上、奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>オ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 傾斜路の勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、屋内の場合又は構造上やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は設けないこと。</p> <p>エ 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 両側に手すりを設けること。</p> <p>カ 路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>キ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>ク 色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、公共用通路、通路又は踊場と識別しやすいものとする事。</p> <p>(4) 段を設ける場合は、有効幅員（当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は150センチメートル以上で、両側は転落を防ぐ構造とし、別表第3の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。</p> <p>(5) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>ア (3)に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路</p> <p>イ (4)に定める構造の段の上端及び下端に近接する通路</p> <p>ウ 別表第3の1の(3)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路</p> <p>エ 別表第3の2に定める構造の券売機に近接する通路</p> <p>オ 別表第3の3の(2)に定める構造の改札口に近接する通路</p>

	<p>カ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設した公共交通機関の施設又は道路と接続する部分</p> <p>キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> <p>(6) 公共交通機関の施設又は道路と接続する部分には、段差を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、(4)に定める構造とすること。</p>
2 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とし、1に定める構造の経路に接続して設置すること。</p> <p>(1) 1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、別表第3の4の(1)アからスまでに定める構造の多機能トイレとすること。</p> <p>(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、別表第3の4の(2)に定める構造とすること。</p>
3 乗合自動車停留所	<p>乗合自動車停留所を設ける場合は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 車道に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 上屋及びベンチを設けること。</p>
4 タクシー乗降場	<p>タクシー乗降場を設ける場合は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(2) 上屋を設けること。</p>
5 案内標示	<p>案内標示(案内板、掲示板及び標識をいう。別表第6において同じ。)は、分かりやすい場所に設置し、高齢者、障害者等が施設及び設備の内容、配置等を正確に認識できるように表示するよう努めること。</p>
6 附帯設備	<p>ベンチ、屋外卓その他の附帯設備を設置する場合は、一般交通に支障がないよう十分配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>

別表第5（第3条関係）

道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）	<p>歩道等を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。</p> <p>(2) 横断こう配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 歩道等のすりつけこう配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(4) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(5) 排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(6) 車道又は自転車道との区分は、縁石、防護さく、植樹帯等により明確にすること。</p> <p>(7) 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、かつ、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>イ すりつけ区間と車道と接する部分の間に、長さ150センチメートル以上の水平区間を設けるよう努めること。</p> <p>(8) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること。ただし、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために、中央分離帯で滞留させる必要がある場合には、車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。</p>
2 横断歩道橋及び地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。）	<p>高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所には、次に定める構造の立体横断施設を設けること。</p> <p>(1) 階段は、回り階段としないこと。</p> <p>(2) 階段、傾斜路及び踊場には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(3) 路面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 車いす使用者に配慮したエレベーター又は傾斜路を設けるよう努めること。</p>
3 視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分、立体横断施設の昇降口の部分等の注意を喚起する必要がある箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(2) 公共交通機関の施設から別の公共交通機関又は視覚障害者の利用の多い施設へと通ずる歩道等にあつては、進路や施設の案内を行うことが必要である箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
4 視覚障害者用信号機	<p>信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、視覚障害者用信号機を設置するよう努めること。</p>
5 上屋	<p>バス停留所及びタクシー乗場には、上屋を設けるよう努めること。</p>

別表第6（第3条関係）

公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>公園の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、2の(10)に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(5) 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(6) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p>
2 園路	<p>主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上、幅180センチメートル以上の水平区間を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。</p> <p>(4) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(6) 必要に応じて、手すりを設けること。</p> <p>(7) 路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(8) 排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</p> <p>(9) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設ける場合は、次に定める構造とし、(10)に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ア 回り段としないこと。</p> <p>イ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側のみとすることができる。</p> <p>ウ つまづきにくい構造とすること。</p> <p>エ 手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。</p> <p>オ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(10) 段に代わる傾斜路又は段に併設する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員120センチメートル以上、縦断勾配8パーセント以下とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあっては、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。</p> <p>カ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>キ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(11) 視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブ</p>

	<p>ロックを敷設すること。</p> <p>(12) 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は120センチメートル以上とし、段差は2センチメートル以下とし、すりつけ勾配は8パーセント以下とすること。</p>
3 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、別表第3の4の（1）アからスまでに定める構造とすること。</p>
4 駐車場	<p>利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上設けること。</p> <p>（1）幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とし、1以上の施設は、幅は370センチメートル以上、奥行きは600センチメートル以上とすること。</p> <p>（2）設置する場所は、1に定める構造の出入口に近接した水平な場所とすること。</p> <p>（3）車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で分かりやすく表示すること。</p>
5 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次のように設けること。</p> <p>（1）案内標示は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p> <p>（2）案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、1に定める構造の出入口の付近に設置すること。</p> <p>（3）掲示板又は標識を設ける場合は、表示された内容が分かりやすいものとする</p>
6 附帯設備	<p>ベンチ、屋外卓その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>

第1号様式

整備基準適合証交付請求書

(道路及び公園以外の公共的施設用)

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名	称				
所	在	地			
種	類		構造	造 階	
規	模	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
公共的施設の延べ面積		m ²			
用 途 の 内 訳	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	共用部分	m ²			
駐車場の駐車台数		台 (うち機械式 台・車いす 使用者用駐車施設 台)		工事完了年月	年 月
事前協議の有無		有(終了年月日 . . .) / 無		指定施設工事完了届の有無	有・無
連 絡 先	住 所			法人名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄		年 月 日		第 号	
※ 審 査 結 果 等					

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第2号様式

整備基準適合証交付請求書

(道 路 用)

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

路 線 名			
所 在 地			
施設の内容及び規模			
工事完了年月	年 月		
連 絡 先	住 所		法人名
	氏 名		電 話
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号		
※ 審 査 結 果 等			

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください。

整備基準適合証交付請求書

(公園用)

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名	称			
所	在	地		
敷	地	面	積	m ²
建築物の	建築面積			m ²
施設内容及び規模				
工事完了年月		年	月	
連絡先	住所		法人名	
	氏名		電話	
※ 受付欄	年 月 日		第	号
※ 審査結果等				

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第4号様式



- 備考 1 材質は、アクリル樹脂製とする。
- 2 マークの地の色は青色、文字の色は黒色とする。

第5号様式

指定施設新築等(変更)事前協議書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称			
指定施設の所在地			
指定施設の種類		構造	造 階
新築等の種類	新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の様替え		
指定施設の規模	敷地面積	m ²	建築面積 m ²
	新築等の部分	その他の部分	合 計
指定施設の延べ面積	m ²	m ²	m ²
用途の内訳	()	m ²	m ²
	()	m ²	m ²
	()	m ²	m ²
	()	m ²	m ²
	共用部分	m ²	m ²
駐車場の駐車台数	台(うち機械式 台・車椅子利用者用駐車施設 台)		
工事予定年月日	着手	年 月 日	完了 年 月 日
連絡先	住所	法人名	
	氏名	電 話	
※ 受付欄	※協議終了年月日 年 月 日		
	※ 審査結果等		

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

指定施設工事完了届

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構 造		造 階	
協議受付番号及び協議終了年月日	第	号		年 月 日	
工 事 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法 人 名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日		第 号		
※ 審 査 結 果 等					

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 事前協議の対象となった部分の写真を添付してください。

第7号様式

川 第 号
年 月 日

勸 告 書

住 所

氏 名 様

川崎市長 印

川崎市福祉のまちづくり条例第18条第 項の規定により、次のとおり勧告します。
なお、同条例第19条第1項の規定により、この勧告に正当な理由なく応じないときは、その旨を公表することがあります。

勸告の内容	
-------	--

川 第 号
年 月 日

意見等の機会付与通知書

住 所
氏 名 様

川崎市長 印

川崎市福祉のまちづくり条例第19条第2項の規定により、次の理由により公表を行います。これについて意見を述べ、証拠を提示する機会を与えますので、書面にて、年 月 日までに次のところに提出してください。

書 面 提 出 先	
指 定 施 設 の 名 称	
指 定 施 設 の 所 在 地	
公 表 の 理 由	
備 考	

指定施設適合状況報告書

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第20条第1項の規定により、次のとおり既存指定施設の整備基準適合状況について報告します。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構造		造 階	
指定施設の規模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
指定施設の延べ面積		m ²			
用途の内訳	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	共用部分	m ²			
駐車場の駐車台数		台(うち機械式 台・車いす使用者用駐車施設 台)			
連絡先	住所			法人名	
	氏名			電話	
※ 受付欄		年 月 日		第 号	
※ 審査結果等					

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください。

第10号様式

(表)

第	号				
身 分 証 明 書					
所 属					
職 名					
氏 名					
年 月 日生					
上記の者は、川崎市福祉のまちづくり条例第21条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。					
年 月 日					
川崎市長					印

9cm

6cm

(裏)

川崎市福祉のまちづくり条例(抜粋)

(立入調査)

第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)ができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者 住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

川崎市福祉のまちづくり条例第34条の規定により、許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 建築主住所氏名	電話 ()		
2 代理者資格	()建築士()登録第	号	
2 住所氏名	電話 ()		
建築士事務所名	()建築士事務所()知事登録第	号	
3 特別特定建築物等の所在地			
4 主要用途			
5 建築等の種類	新築・増築・改築・用途の変更		
	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
6 特別特定建築物等の敷地面積	m ²	m ²	m ²
7 特別特定建築物等の建築面積	m ²	m ²	m ²
8 特別特定建築物等の延べ面積	m ²	m ²	m ²
9 工事予定年月日	(着手) 年 月 日	(完了)	年 月 日
10 許可を受けようとする具体的事項			
※ 受付処理欄	※手数料欄		
	※許可欄	年 月 日	
		第 号	

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 4の項は、できるだけ具体的に記入してください。
 3 5の項は、該当するものを○で囲んでください。
 4 10の項は、許可に係る内容を記入してください。
 5 必要な図書を添付してください。

許 可 通 知 書

川崎市指令 第 号

住 所
氏 名 様

次の特別特定建築物等の計画について、川崎市福祉のまちづくり条例第34条の規定による許可をいたしましたので、次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長 印

1	建築主住所氏名	電話 ()		
2	代理者資格 住所氏名 建築士事務所名	()建築士()登録第 号 電話 () ()建築士事務所()知事登録第 号		
3	特別特定建築物等の所在地			
4	主要用途			
5	建築等の種類	新築・増築・改築・用途の変更		
		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
6	特別特定建築物等の敷地面積	m ²	m ²	m ²
7	特別特定建築物等の建築面積	m ²	m ²	m ²
8	特別特定建築物等の延べ面積	m ²	m ²	m ²
9	工事予定年月日	(着手) 年 月 日	(完了) 年 月 日	
10	許可に係る具体的事項			

第13号様式

不許可通知書

川崎市指令 第 号

住 所
氏 名 様

年 月 日付けで申請のありました適用除外については、次の理由により不許可としましたので、川崎市福祉のまちづくり条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長 印

不許可理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

適合状況項目表

（公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用）

名 称	
公共的施設の種類	（区分： ）

※印欄は記入しないでください

整備基準	内容		協議*	検査*
1 移動等円滑化経路				
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（キについては全て）を移動等円滑化経路にすること				
ア 利用居室を設ける場合 道等から利用居室までの経路	有	無		
イ 車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房までの経路	有	無		
ウ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路	有	無		
エ 共同住宅等である場合 道等から住戸等までの経路	有	無		
オ 共同住宅等に車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から車椅子使用者用便房までの経路	有	無		
カ 共同住宅等に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路	有	無		
キ 公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	有	無		
(2) 移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていない。	適	否		
否の場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	適	否		

2 敷地内の通路

(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路

ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
イ	水はけの良い仕上げ	適	否		
ウ	段の有無	有	無		
(ア)	手すりの設置	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(イ)	段を容易に識別できる構造	適	否		
(ウ)	つまずきにくい構造	適	否		
(エ)	蹴込板の設置	適	否		
エ	傾斜路の有無	有	無		
(ア)	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(イ)	前後の通路と識別しやすい構造	適	否		
オ	排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	適	否		

(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

ア	幅は、140cm以上		cm		
イ	戸の有無	有	無		
(ア)	出入口の幅は、90cm以上		cm		
(イ)	自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ	傾斜路の有無	有	無		
(ア)	幅は、140cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）		cm		
(イ)	勾配は、1/15以下（高さが20cm以下の場合は、1/12以下）		1/		
(ウ)	高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適	否		
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否		
(エ)	両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
(オ)	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否		

(4) 敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定が困難である場合、1の(1)のア・エ中「道等」を「当該公共的施設の車寄せ」とする。

適用

3 出入口				
(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口 ((2)に該当するものを除く。)				
ア	幅は、80cm以上		cm	
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口				
ア	幅は、90cm以上		cm	
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置	適	否	
エ	戸の前後の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等の設置	適	否	
4 廊下等				
(1) 利用者の利用に供する廊下等				
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
イ	階段の上下端、傾斜路の上端に近接する部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設	適	否	
ウ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等				
ア	幅は、140cm以上（共同住宅等で廊下等の末端付近及び区間30m以内ごとに車椅子が転回に支障のない構造の部分の適切に設けた場合は、120cm以上）		cm	
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	適切に手すりを設置（社会福祉施設（保育所を除く。）・医療施設に限る。）	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	

5 階段				
(1) 主たる階段の幅は、130cm以上		cm		
否の場合、7に規定するエレベーター・乗降ロビーの設置	適	否		
(2) 手すりの設置（踊場を含む。）	適	否		
手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
(4) 段を容易に識別できる構造	適	否		
(5) つまづきにくい構造	適	否		
(6) 段鼻に滑り止めの設置	適	否		
(7) 蹴込板の設置	適	否		
(8) 階段の上下端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設	適	否		
(9) 回り階段としない（主たる階段）。	適	否		
6 傾斜路				
(1) 利用者の利用に供する傾斜路				
ア	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
ウ	前後の廊下等・踊場と識別しやすい構造	適	否	
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設	適	否	
オ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路				
ア	幅は、140cm以上（階段に併設するものにあつては、90cm以上）		cm	
イ	勾配は、1/12以下		1/	
ウ	高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置	適	否	
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否	
エ	両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
オ	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否	

7 エレベーターその他の昇降機			
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター・乗降ロビー			
ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、ベビーチェアを設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等、乳幼児等用施設がある階・地上階に停止	適	否	
イ 籠・昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上		cm	
ウ 籠の奥行きは、135cm以上	奥行き	cm	
エ 籠の幅は、140cm以上 (床面積の合計が2,000㎡以上はスに記入)	幅	cm	
否の場合、籠の奥行き152cm以上・幅105cm以上	奥行き	cm	
	幅	cm	
オ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上	幅	cm	
	奥行き	cm	
カ 籠内・乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	適	否	
キ 籠内に、籠の停止予定階・籠の現在位置を表示する装置の設置	適	否	
ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	適	否	
ケ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置	適	否	
コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設置	適	否	
サ 籠内に、到着階・戸の開閉を音声により知らせる装置の設置	適	否	
シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	適	否	
ス 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーター			
(ア) 籠の幅は、140cm以上(寄宿舍・事務所・工場・複合施設については、奥行き152cm以上・幅105cm以上も可)	幅	cm	
	奥行き	cm	
(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない。	適	否	
セ 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター・乗降ロビー			
(ア) 籠内・乗降ロビーの制御装置に、点字等による表示の設置	適	否	
(イ) 乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設	適	否	
(3) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置	適	否	
(4) エスカレーターのかし板は、ステップ部と区別しやすい色	適	否	

8 便所							
(1) 車椅子使用者用便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）							
ア 床面は、滑りにくい仕上げ				適	否		
イ 車椅子使用者用便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上			便所	cm			
			便房	cm			
ウ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。				適	否		
エ 手すり付きの腰掛式便器の設置				適	否		
オ 車椅子使用者用便房の幅・奥行きの内法は、それぞれ200cm以上（構造上やむを得ない場合、一方を150cm以上）			幅	cm			
			奥行き	cm			
カ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置				適	否		
キ 附属器具は円滑に利用できるもの（必要に応じて緊急通報装置を設置）				適	否		
ク 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置				適	否		
ケ 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努める。				適	否		
コ 車椅子使用者用便房を外部出入口のある階及び複数階に設置するよう努める。				適	否		
(2) 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置				適	否		
(3) ベビーチェアを設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置				適	否		
(4) (1)以外の便所のうち1以上（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所							
ア 床面は、滑りにくい仕上げ				適	否		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。				適	否		
ウ 手すり付きの腰掛式便器の設置				適	否		
エ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置				適	否		
オ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置				適	否		
(5) (2)から(4)に定める便所・便房は次に定める構造とするよう努める。							
ア 便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上			便所	cm			
			便房	cm			
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保				適	否		
(6) (1)から(4)に定める便所の出入口に点字等による案内を設置するよう努める。				適	否		

9 駐車場					
総駐車台数			台		
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置 (100台以下の場合は、1台以上、100台を超える場合は、1/100台以上)			台		
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造					
ア 幅は、350cm以上、奥行きは500cm以上	幅	cm			
	奥行き	cm			
イ 1(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設置			適	否	
ウ 平たんな場所に設置			適	否	
10 レジ通路等					
レジ通路等の幅は、90cm以上			cm		
11 浴室、シャワー室又は更衣室 (男女の区別があるときは、それぞれ1以上)					
(1) 出入口					
ア 幅は、80cm以上			cm		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。			適	否	
(2) 床面は、滑りにくい仕上げ			適	否	
(3) 車椅子利用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保			適	否	
(4) シャワー、手すり等を適切に配置			適	否	
(5) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮			適	否	
12 客室					
総客室数			室		
(1) 車椅子使用者用客室を設置 (必要室数は、総客室数の1/100室以上)			室		

(2) 車椅子利用者用客室の構造

ア 便所		適	否			
便所の構造	床面は、滑りにくい仕上げ	適	否			
	車椅子利用者用便所・便所の出入口の幅は、それぞれ80cm以上	便所	cm			
		便所	cm			
	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否			
	手すり付きの腰掛式便器の設置	適	否			
	車椅子利用者用便所の幅・奥行きの内法は、それぞれ200cm以上（構造上やむを得ない場合、一方を150cm以上）	幅	cm			
		奥行き	cm			
	円滑に利用できる構造の洗面器を設置	適	否			
	附属器具は円滑に利用できるもの（必要に応じて緊急通報装置を設置）	適	否			
	小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）の設置	適	否			
車椅子利用者用便所内に荷物台を設置	適	否				
否の場合、同じ階に8(1)に定める構造の便所が1以上（男女の区別があればそれぞれ1以上）ある。		適	否			
イ 浴室		適	否			
浴室の構造	出入口の幅は、80cm以上	cm				
	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否			
	床面は、滑りにくい仕上げ	適	否			
	車椅子利用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保	適	否			
	シャワー、手すり等を適切に配置	適	否			
	洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮	適	否			
	否の場合、同じ階に11に定める構造の共同浴室が1以上（男女の区別があればそれぞれ1以上）ある。		適	否		
ウ 客室内は、車椅子利用者が円滑に移動・回転できるよう十分な空間を確保		適	否			
エ ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保		適	否			
オ 床面は、滑りにくい仕上げ		適	否			
カ 客室の出入口に点字等による案内を設置するよう努める。		適	否			

13 客席等及び舞台				
総客席数		席		
(1) 車椅子使用者用席の設置（必要席数は500席以下の場合は、2席以上、500席を超える場合は、1/200席以上）		席		
ア 観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる位置に設置	適	否		
イ 1席当たり幅90cm以上、奥行き120cm以上	適	否		
ウ 1席以上は、幅90cm以上、奥行き140cm以上とするよう努める。	適	否		
エ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
オ 車椅子使用者用席に至る通路は、幅120cm以上で、区間50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設置	適	否		
(2) 高齢者、障害者等が客席等又は舞台袖口から舞台上ることができる経路をそれぞれ1以上確保	適	否		
14 標識				
次に掲げる設備・施設の付近に標識を設置				
エレベーターその他の昇降機	適	否		
車椅子使用者用便房	適	否		
水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房	適	否		
ベビーチェアを設けた便房	適	否		
車椅子使用者用駐車施設	適	否		
乳幼児等用施設	適	否		
(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置	適	否		
(2) 標識に表示すべき内容は容易に識別できるもの	適	否		
15 案内設備				
(1) 案内板その他の設備の設置	適	否		
ア 高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置（配置を容易に視認できる場合を除く。）	適	否		
イ 点字等による表示	適	否		
(2) 案内所の設置	有	無		

16 案内設備までの経路（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）				
(1) 道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路に整備	適	否		
(3) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造	適	否		
ア 線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要が無い風除室内を除く。）	適	否		
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち次に掲げる部分には点状ブロック等を敷設				
(ア) 車路に近接する部分	適	否		
(イ) 段の <u>上下端</u> に近接する部分	適	否		
(ウ) 傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する部分	適	否		
否の場合、以下のいずれかに該当				
勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否		
傾斜がある部分と連続して手すりを設けた踊場	適	否		
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備				
(1) 窓口等に、文字により情報を表示する設備の設置	適	否		
(2) 会議室に、スクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	適	否		
(3) 客席に、難聴者の聴力を補う設備を設置するよう努める。	適	否		
18 カウンター及び記載台				
(1) 高さは70cm程度		cm		
(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設置	適	否		
19 乳幼児等用設備				
(1) 授乳ができる設備・おむつ交換ができる設備を4の(2)に定める廊下に面して設置	適	否		
出入口の幅は80cm以上		cm		

適合状況項目表

(公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用)

名 称	
公共的施設の種類の種類	(区分：)

※印欄は記入しないでください

整備基準	内容	協議※	検査※
1 移動等円滑化経路			
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路にすること			
ア 利用居室を設ける場合 道等から利用居室までの経路	有 無		
イ 車椅子利用者用便房を設ける場合 利用居室（利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子利用者用便房までの経路	有 無		
ウ 車椅子利用者用駐車施設を設ける場合 車椅子利用者用駐車施設から利用居室（利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路	有 無		
(2) 移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていない。		適 否	
否の場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設		適 否	

2 敷地内の通路

(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路

ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
イ	水はけの良い仕上げ	適	否		
ウ	段の有無	有	無		
(ア)	手すりの設置	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
	(イ) 段を容易に識別できる構造	適	否		
	(ウ) つまづきにくい構造	適	否		
	(エ) 蹴込板の設置	適	否		
エ	傾斜路の有無	有	無		
(ア)	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
	(イ) 前後の通路と識別しやすい構造	適	否		
オ	排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	適	否		

(3) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

ア	幅は、140cm以上		cm		
イ	戸の有無	有	無		
(ア)	出入口の幅は、90cm以上		cm		
	(イ) 自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ	傾斜路の有無	有	無		
(ア)	幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）		cm		
(イ)	勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）		1/		
(ウ)	高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適	否		
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否		
(エ)	両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
(オ)	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否		

(4) 敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定が困難である場合、1の(1)のA中「道等」を「当該公共的施設の車寄せ」とする。

適用

3 出入口				
(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口 ((2)に該当するものを除く。)				
ア	幅は、80cm以上(▲)		cm	
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。(▲)	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口				
ア	幅は、90cm以上		cm	
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置	適	否	
エ	戸の前後の部分(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等の設置(▲)	適	否	
4 廊下等				
(1) 利用者の利用に供する廊下等				
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ(▲)	適	否	
イ	階段の上下端、傾斜路の上端に近接する部分(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設(▲)	適	否	
ウ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。(▲)	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等				
ア	幅は、140cm以上(▲)		cm	
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。(▲)	適	否	
ウ	適切に手すりを設置(入院施設がない診療所に限る。)(▲)	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置(▲)	適	否	
5 階段				
(2)	手すりの設置(踊場を含む。)	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
(3)	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
(4)	段を容易に識別できる構造	適	否	
(5)	つまずきにくい構造	適	否	
(6)	段鼻に滑り止めの設置	適	否	

(▲) : 整備に努める項目

(7) 蹴込板の設置	適	否		
(8) 階段の上下端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設（▲）	適	否		
(9) 回り階段としない（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合を除く。）。	適	否		
6 傾斜路				
(1) 利用者の利用に供する傾斜路				
ア	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
ウ	前後の廊下等・踊場と識別しやすい構造	適	否	
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設（▲）	適	否	
オ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。（▲）	適	否	
(3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路				
ア	幅は、120cm以上（階段に併設するものにあつては、90cm以上）		cm	
イ	勾配は、1/8以下		1/	
ウ	高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置	適	否	
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否	
エ	両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
オ	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否	
7 エレベーターその他の昇降機				
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター・乗降ロビー				
ア	籠は、利用居室、ベビーチェアを設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、乳幼児等用施設がある階・地上階に停止（▲）	適	否	
イ	籠・昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上（▲）		cm	
ウ	籠の奥行きは、135cm以上（▲）	奥行き	cm	
エ	籠の幅は、140cm以上（▲）	幅	cm	
	否の場合、籠の奥行き152cm以上・幅105cm以上（▲）	奥行き	cm	
		幅	cm	

オ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上(▲)	幅	cm		
	奥行き	cm		
カ 籠内・乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置(▲)	適	否		
キ 籠内に、籠の停止予定階・籠の現在位置を表示する装置の設置(▲)	適	否		
ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置(▲)	適	否		
ケ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置(▲)	適	否		
コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設置(▲)	適	否		
サ 籠内に、到着階・戸の開閉を音声により知らせる装置の設置(▲)	適	否		
シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置(▲)	適	否		
セ 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター・乗降ロビー				
(ア) 籠内・乗降ロビーの制御装置に、点字等による案内の設置(▲)	適	否		
(イ) 乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設(▲)	適	否		
(3) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置	適	否		
(4) エスカレーターのくし板は、ステップ部と区別しやすい色(▲)	適	否		
8 便所				
(3) ベビーチェアを設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置(▲)	適	否		
(4) (1)以外の便所のうち1以上（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所				
ア 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ 手すり付きの腰掛式便器の設置	適	否		
エ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置	適	否		
オ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置	適	否		
(5) (3)・(4)に定める便所・便房は次に定める構造				
ア 便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上(▲)	便所	cm		
	便房	cm		
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保(▲)	適	否		
(6) (3)・(4)に定める便所の出入口に点字等による案内の設置(▲)	適	否		

9 駐車場					
総駐車台数		台			
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置 (100台以下の場合は、1台以上、100台を超える場合は、1/100台以上)		台			
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造					
ア 幅は、350cm以上、奥行きは500cm以上	幅	cm			
	奥行き	cm			
イ 1(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	適	否			
ウ 平たんな場所に設置	適	否			
10 レジ通路等					
レジ通路等の幅は、90cm以上		cm			
13 客席等及び舞台					
総客席数		席			
(1) 車椅子使用者用席の設置 (必要席数は2席以上)		席			
ア 観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる位置に設置	適	否			
イ 1席当たり幅90cm以上、奥行き120cm以上	適	否			
ウ 1席以上は、幅90cm以上、奥行き140cm以上(▲)	適	否			
エ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否			
オ 車椅子使用者用席に至る通路は、幅120cm以上で、区間50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設置	適	否			
(2) 高齢者、障害者等が客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保	適	否			
14 標識					
次に掲げる設備・施設の付近に標識を設置					
エレベーターその他の昇降機(▲)	適	否			
ベビーチェアを設けた便房(▲)	適	否			
車椅子使用者用駐車施設(▲)	適	否			
乳幼児等用施設(▲)	適	否			
(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置(▲)	適	否			
(2) 標識に表示すべき内容は容易に識別できるもの(▲)	適	否			

15 案内設備				
(1) 案内板その他の設備の設置(▲)	適	否		
ア 高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置（配置を容易に視認できる場合を除く。）(▲)	適	否		
イ 点字等による表示(▲)	適	否		
(2) 案内所の設置(▲)	有	無		
16 案内設備までの経路（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）				
(2) 道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路に整備(▲)	適	否		
(3) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造(▲)	適	否		
ア 線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要が無い風除室内を除く。）(▲)	適	否		
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち次に掲げる部分には点状ブロック等を敷設				
(ア) 車路に近接する部分(▲)	適	否		
(イ) 段の <u>上下端</u> に近接する部分(▲)	適	否		
(ウ) 傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する部分(▲)	適	否		
否の場合、以下のいずれかに該当				
勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜である。(▲)	適	否		
傾斜がある部分と連続して手すりを設けた踊場(▲)	適	否		
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備				
(3) 客席に、難聴者の聴力を補う設備を設置(▲)	適	否		
18 カウンター及び記載台				
(1) 高さは70cm程度(▲)		cm		
(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設置(▲)	適	否		
19 乳幼児専用設備				
(1) 授乳ができる設備・おむつ交換ができる設備を4の(2)に定める廊下に面して設置(▲)	適	否		
出入口の幅は80cm以上(▲)		cm		

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

川崎市

- 施設等の欄の(第〇条)はバリアフリー法施行令の該当条文です。
- 施設等の欄の【第〇条】は川崎市福祉のまちづくり条例第4章(委任規定)の該当条文で、建築物移動等円滑化基準に付加した事項です。
- 委任規定で追加した特定建築物は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*」とあるのを「多数の者」と読替えて基準を適用します。

○ 一般基準 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用するすべての部分に係る基準)

施設等	チェック項目	設計	完了
廊下等※屋内 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1、※2 ③すべての廊下等について、上記①から②を満たしているか		
階段※屋内 (第 12 条) 【第 29 条】	①手すりを設けているか(踊場も含む) ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③段は識別しやすいものか ④段はつまずきにくいものか ⑤点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) ※1、※3 ⑥主たる階段を回り階段としていないか ⑦主たる階段の幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10cm を限度としてないものとみなす)は、130cm 以上であるか 当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない ⑧すべての階段について、上記①から⑦を満たしているか		
傾斜路※屋内 (第 13 条)	①手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く) ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1、※4 ⑤すべての傾斜路について、上記①から④を満たしているか		

- ※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○ 一般基準 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用する便所を設ける場合の基準)

施設等	チェック項目	設計	完了
便所 (第 14 条) 【第 30 条】	①車椅子使用者用便房を設けているか (1以上) <ul style="list-style-type: none"> (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか ②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1以上) ③小便器を設ける場合、床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上) ④床の表面は、滑りにくい材料で仕上げているか ⑤車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm 以上であるか		

○一般基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	設計	完了
ホテル又は 旅館の客室 (第15条)	①客室の総数の1/100以上(端数は切り上げ)の車椅子使用者用客室を設けているか		
	②便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)		—
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか		
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)		
	(3)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)		
	③浴室等(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)		—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		
	(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
	(4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
敷地内の 通路※屋外 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		
	②段がある部分		—
	(1)手すりを設けているか		
	(2)識別しやすいものか		
	(3)つまずきにくいものか		
③傾斜路		—	
(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く)			
(2)前後の通路と識別しやすいものか			
④すべての敷地内の通路について、上記①から③を満たしているか			
駐車場 (第17条)	①利用者用の駐車場を設ける場合、車椅子使用者用駐車施設を設けているか(1以上)		
	(1)幅は350cm以上であるか		
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか		
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか		
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本産業規格Z8210に適合しているか)		
案内設備 (第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)		
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか		
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)		

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）※1、※2

施設等	チェック項目	設計	完了
案内設備 までの経路 (第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く)		
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※3		

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※3 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（道等から利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	設計	完了
移動等円滑化経路(第18条第2項第一号) 【第31条】	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）		
出入口(第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ③直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上であるか		
廊下等※屋内(第三号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上) ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
傾斜路※屋内(第四号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上)(階段に併設する場合は90cm以上) ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		
エレベーター及びその乗降ロビー(第五号)	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)籠の幅は、140cm以上であるか (3)籠は車椅子が転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		—
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか (2)籠の幅は70cm以上であるか (3)籠の奥行きは120cm以上であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) (4)籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) ②エスカレーターの場合 (1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		—
敷地内の通路※屋外(第七号)	①幅は140cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は140cm以上であるか(段に併設する場合は90cm以上) (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は除く)		—
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
・自動車車庫に設ける場合

適合状況項目表
(公共交通機関の施設用)

法人名	
指定施設の名称	

1 経路	移動円滑化経路の確保		有	無			
	(1)高低差の有無		有	無			
	傾斜路の構造	(2) ア	有効幅員は、140cm以上(階段を併設する場合は90cm以上)		cm		
		イ	勾配は、1/15以下(高低差20cm未満又は屋内の場合1/12以下)		1/		
		ウ	高低差60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場	高低差		cm	
				踏幅		cm	
		エ	高低差16cmを超える場合、手すりの設置	有	無		
		オ	両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
		カ	表面は、滑りにくい仕上げ、踊場等と識別しやすい構造	適	否		
	エレベーターの構造	(3) ア	籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上		cm		
		イ	籠は、間口140cm以上、奥行き135cm以上(籠の出入口が複数あり、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設ける場合を除く。)	間口		cm	
				奥行き		cm	
		ウ	籠の床面は、車椅子の転回に支障なく、滑りにくい仕上げ	適	否		
		エ	籠内に、籠の停止予定階・現在位置表示装置の設置	有	無		
		オ	籠内に、籠の停止階及び籠・昇降路の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有	無		
		カ	籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置	有	無		
		キ	籠内の左右両面の側板に、手すりの設置	有	無		
		ク	籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有	無		
			籠内の1以上の制御装置には、インターホンを設置	有	無		
	ケ	籠内・乗降ロビーの制御装置の操作・階を点字その他の方法により表示	有	無			
コ	乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上	幅		cm			
		奥行き		cm			

		サ 乗降ロビーには、停止する籠の昇降方向を音声等により知らせる装置の設置	有	無	
		無の場合、籠内に籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無	
		シ 戸の開扉時間を延長する機能の有無	有	無	
		ス 籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造	適	否	
	高齢者、障害者等の利用に適したエスカレーター	ア 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置（旅客が同時に双方向に移動することがない場合を除く。）	有	無	
		イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げ	適	否	
		ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある。	適	否	
		エ 踏み段相互の境界を容易に識別できる構造	適	否	
		オ くし板と踏み段との境界を容易に識別できる構造	適	否	
		カ 上端及び下端に近接する通路の床面等において進入の可否の有無(上り専用又は下り専用でないエスカレーターは除く。)	有	無	
		キ 有効幅員は、80cm以上		cm	
		ク 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降可能な構造	適	否	
		車止めの設置	有	無	
ケ 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置	有	無			
(4)	通路の構造	ア 有効幅員は、140cm以上		cm	
		イ 戸を設ける場合は、有効幅員 90cm以上		cm	
		戸は自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適	否	
		ウ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
		エ 照明設備の設置	有	無	
(5)	視覚障害者誘導用設備	経路を構成する通路	有	無	
		ア 傾斜路の上端及び下端に近接する通路	有	無	
		イ 階段の上端及び下端に近接する通路	有	無	
		ウ エレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路	有	無	
		エ 券売機に近接する通路	有	無	
		オ 改札口に近接する通路	有	無	
		カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路	有	無	
		キ その他視覚障害者の注意喚起が必要な場所	有	無	

2 券売機	(1) 券売機の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さ		適	否		
	下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みの設置		有	無		
	(2) 券売機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造		適	否		
3 改札口	改札口の構造	(1) ア 有効幅員は、90 cm以上	cm			
		イ 移動円滑化された経路に近接	適	否		
		ウ 車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けない。	適	否		
		エ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
	(2) 移動円滑化された経路に近接して設置		適	否		
	視覚障害者を誘導する設備の設置		有	無		
	(3) 自動改札機への進入の可否の表示		有	無		
4 便所	多機能トイレ	(1) ア 便所及び便房の出入口の有効幅員は、それぞれ 80 cm 以上	便所	cm		
			便房	cm		
		イ 便所及び便房の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造	適	否		
		ウ 便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ 200cm 以上 (構造上やむを得ない場合は、一方を 150cm 以上)	幅	cm		
			奥行き	cm		
		エ 便所及び便房の出入口に、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けない。	適	否		
		否の場合、円滑に通過できる構造	適	否		
		オ 手すり付きの腰掛式便器の設置	有	無		
		カ 付属器具は円滑に利用できるもの (必要に応じて緊急通報装置の設置)	適	否		
		キ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
	ク 円滑に利用できる構造の洗面器の設置	有	無			
	サ 出入口に、多機能トイレである旨の表示	有	無			
	シ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等の設置	有	無			
	ス オストメイト対応の水洗器具の設置	有	無			
	(2) 他 の トイ レ	ア 便所及び 1 以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ 80cm 以上	便所	cm		
			便房	cm		
イ 便所及び便房の出入口に、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けない。		適	否			
否の場合、円滑に通過できる構造	適	否				

	ウ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
	エ 手すり付きの腰掛式便器の設置	有	無	
	オ 円滑に利用できる構造の洗面器の設置	有	無	
	カ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式小便器等の設置	有	無	
5 階段	150cm 以上で利用者が安全かつ円滑に利用できる有効幅員の確保		cm	
	(1) 回り階段としない	適	否	
	(2) 手すりの設置	有	無	
	(3) 表面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
	(4) 段を容易に識別しやすく、つまずきにくい構造	適	否	
	(5) 照明設備の設置	有	無	
6 エスカレーター	行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置	有	無	
7 プラットホーム等	(1) 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
	(2) ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	有	無	
	(3) (2)以外のプラットホームにおいて、転落を防止するための設備の設置	有	無	
	(4) 線路側以外の端部に、転落防止柵の設置 (階段が設置されている又は転落のおそれのない場合を除く。)	有	無	
	(5) 高齢者、障害者等が公共車両等に円滑に乗降できる構造	適	否	
	(7) 休憩用の設備の設置 (利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合を除く。)	有	無	
	(8) 列車の接近を文字等及び音声により警告するための設備の設置 (技術上やむを得ない場合を除く。)	有	無	
	(9) 照明設備の設置	有	無	
8 カウンター及び記載台	(1) 高さは、75 cm程度		cm	
	(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みの設置	有	無	
	(3) 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の保有	有	無	
	保有している旨の表示	有	無	
9 公衆電話機及び公衆電話台	(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる公衆電話機の構造	適	否	
	(2) 公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さ	適	否	
	下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みの設置	有	無	

10 案内 標示	公共車両等の運行に関する情報を文字等及び音声により提供するための設備の設置(技術上やむを得ない場合を除く。)		有	無	
	(1) 案内 設備	ア 障害者、高齢者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造	適	否	
		イ 音、点字その他の方法による表示	有	無	
		ウ 標識の設置	有	無	
	(2) 標識	高齢者、障害者等が見やすい位置に設置し、表示すべき内容が分かりやすい構造	適	否	

適合状況項目表
(鉄道の駅と一体として利用される施設用)

法人名	
指定施設の名称	

1 経路	(1) 通路の構造	ア 有効幅員は、200cm 以上		cm			
		イ 縦断勾配及び横断勾配は設けない。(構造上やむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合を除く。)	適	否			
		ウ 路面は、平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げ	適	否			
		エ 両側は、転落を防ぐ構造	適	否			
	(2) 高低差の有無		有	無			
	(3) 傾斜路の構造	ア 有効幅員は、200cm 以上 (構造上やむを得ない場合 100cm 以上)		cm			
		イ 勾配は、5%以下(屋内又は構造上やむを得ない場合 8%)		%			
		ウ 横断勾配は設けない	適	否			
		エ 高低差 75 cm以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊場	高低差		cm		
			踏幅		cm		
		オ 両側に手すりの設置	有	無			
		カ 路面は、平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げ	適	否			
		キ 両側は、転落を防ぐ構造	適	否			
	ク 公共用通路、通路又は踊場と識別しやすい構造	適	否				
	エレベーターの構造	ウ 籠の床面は、車椅子の転回に支障なく、滑りにくい仕上げ	適	否			
		エ 籠内には、籠の停止予定階・現在位置表示装置の設置	有	無			
		オ 籠内には、籠の停止階及び籠・昇降路の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有	無			
		カ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認できる鏡の設置	有	無			
		キ 籠内の左右両面の側板に、手すりの設置	有	無			
		ク 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有	無			
籠内の 1 以上の制御装置には、インターホンを設置		有	無				
ケ 籠内・乗降ロビーの制御装置の操作・階を点字その他の方法により表示	有	無					

		コ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ 150cm 以上	幅	cm		
			奥行き	cm		
		サ 乗降ロビーには、停止する籠の昇降方向を音声等により 知らせる装置の設置		有	無	
			無の場合、籠内に籠の昇降方向を音声により知らせる装 置の設置	有	無	
	エレ ベ ー タ ー の 構 造	ア 籠は、間口 150cm 以上、奥行き 150cm 以上	間口	cm		
			奥行き	cm		
		イ 出入口が複数あるエレベーターの籠は、間口 140cm 以上、奥行き 135cm 以上	間口	cm		
			奥行き	cm		
			開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置の設置	有	無	
		ウ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は 90cm 以上		cm		
			イに適合するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の有 効幅は 80cm 以上	cm		
		エ 籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造	適	否		
		オ 停止する階が 3 以上のエレベーターの乗降口には、到着 する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無		
			無の場合、籠内に籠の昇降方向を音声により知らせる装 置の設置	有	無	
	障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターの有無	有	無			
(4) 段	段の有無		有	無		
	段 の 構 造	有効幅員は 150cm 以上	cm			
		両側は転落を防ぐ構造	適	否		
		(1) 回り階段としない	適	否		
		(2) 手すりの設置	有	無		
		(3) 表面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
		(4) 段を容易に識別しやすいものとし、つまずきにくい構造	適	否		
(5) 視 覚 障 害 者 誘 導 用	経路を構成する通路		有	無		
	ア 傾斜路の上端及び下端に近接する通路	有	無			
	イ 階段の上端及び下端に近接する通路	有	無			
	ウ エレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路	有	無			
	エ 券売機に近接する通路	有	無			
	オ 改札口に近接する通路	有	無			

	設備	カ 公共交通機関の施設又は道路と接続する部分	有	無	
		キ その他視覚障害者の注意喚起が必要な場所	有	無	
		(6) 鉄道の駅及び道路と接続する部分の段差を設けない。	適	否	
2 便所	(1) 多機能トイレ	ア 便所及び便所の出入口の有効幅員は、それぞれ 80 cm 以上	便所	cm	
			便所	cm	
		イ 便所及び便所の出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造	適	否	
		ウ 便所の幅及び奥行きの内法は、それぞれ 200cm 以上 (構造上やむを得ない場合は、一方を 150cm 以上)	幅	cm	
			奥行き	cm	
		エ 便所及び便所の出入口に、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けない。	適	否	
		否の場合、円滑に通過できる構造	適	否	
		オ 手すり付きの腰掛式便器の設置	有	無	
		カ 付属器具は円滑に利用できるもの (必要に応じて緊急通報装置の設置)	適	否	
		キ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
		ク 円滑に利用できる構造の洗面器の設置	有	無	
		サ 出入口に、多機能トイレである旨の表示	有	無	
	シ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等の設置	有	無		
	ス オストメイト対応の水洗器具の設置	有	無		
	(2) 他のトイレ	ア 便所及び 1 以上の便所の出入口の有効幅員は、それぞれ 80cm 以上	便所	cm	
			便所	cm	
		イ 便所及び便所の出入口に、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適	否	
		否の場合、円滑に通過できる構造	適	否	
		ウ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
		エ 手すり付きの腰掛式便器の設置	有	無	
オ 円滑に利用できる構造の洗面器の設置		有	無		
カ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等の設置	有	無			
3 乗合自動車停留所	(1) 車道に対する高さの標準は、15cm	cm			
	(2) 上屋及びベンチの設置	有	無		

4	タク シー 乗 降 場	(1)車道との境界部分の段差は、2cm	cm		
		車椅子使用者が円滑に乗降できる構造	適	否	
		(2)上屋の設置	有	無	
5	案内 標示	分かりやすい場所に設置	適	否	
		高齢者、障害者等が、正確に認識できるように表示	適	否	
6	附帯 設備	一般交通への支障	有	無	
		高齢者、障害者等が、円滑に利用できる構造	適	否	

3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(抄)

制定　　：平成18年6月21日法律第91号
最終改正：令和2年6月10日法律第42号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。
- 五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)
 - ロ 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。第二十六号ハにおいて同じ。)
 - ハ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。)、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)によるバスターミナル事業を営む者
 - ホ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。)を営む者及び旅客不定期航路事業者
 - ヘ 航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)
 - ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 六 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
 - イ 鉄道事業法による鉄道施設
 - ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - ニ 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。)
 - ホ 航空旅客ターミナル施設

- 七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 九 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十一 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十三 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であつて、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十七 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十二 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 前号イに掲げる要件
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十五 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。

二十六 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十七 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十八 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十九 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

三十一 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

三十二 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者（第三十六条の二において「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいう。

イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項

イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項

ニ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項

ホ イからニまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

- ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
 - ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
 - ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
 - 五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項
 - 六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項
 - 七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）について、公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。
- 7 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設旅客施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 8 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 9 公共交通事業者等又は道路管理者（旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。第十条第十項において同じ。）が他の公共交通事業者等に対し前項又は同条第九項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

（旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等）

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等若しくは当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項）

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置
 - 二 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置
 - 三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援
 - 四 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供
 - 五 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
 - 六 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動
- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（指導及び助言）

第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

（計画の作成）

第九条の四 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

ならない。

(定期の報告)

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(公表)

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

(勧告等)

第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）又は当該旅客特定車両停留施設（第三項において「新設旅客特定車両停留施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3 道路管理者は、その管理する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設（以下この条において「新設特定道路等」という。）を道路移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路等を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

6 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する新設特定道路についてこれらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を、その管理する旅客特定車両停留施設についてこれらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を、それぞれ適切に提供するよう努めなければならない。

7 道路管理者は、その職員に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項（第二項を除く。）の措置を講ずるよう努めなければならない。

10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し第八条第八項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、当該措置により旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

11 新設特定道路等についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持し

なければならない。

- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公園管理者等の基準適合義務等）

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、

若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
- 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基

準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

- 8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定特定建築物の容積率の特例)

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(認定特定建築物の表示等)

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等)

第二十二条の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設（以下この条において「協定建築物特定施設」という。）と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設（次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。）の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等しようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設
- 二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設

- 2 前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあつては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。）は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。

- 3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 協定建築物の位置
 - 二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画
 - 五 その他主務省令で定める事項
- 4 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二条の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）

第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
- 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）

第二十四条 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の四の規定による提出をしなかった者
- 二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者
- 三 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十六条 第二十四条の八第一項（第四十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

4. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(抄)

制定　　：平成 18 年 12 月 8 日政令第 379 号
最終改正：令和 2 年 12 月 9 日政令第 345 号

(特定旅客施設の要件)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
 - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
 - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

(特定道路)

第二条 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであつて国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとす。

(特定公園施設)

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

(特定建築物)

第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条及び第二十五条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボウリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

(建築物特定施設)

第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機

- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十六条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等)

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項
- 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項本文
- 三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第三条及び第十一条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項
- 二 軌道法施行令第六条第一項ただし書
- 三 自動車ターミナル法第十一条第三項

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあっては、五十平方メートル）とする。

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十四条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。

(廊下等)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをい

う。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便所（以下「車椅子使用者用便所」という。）を一以上設けること。
- 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を一以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便所が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 便所内に車椅子使用者用便所を設けること。
 - ロ 車椅子使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
 - ロ 出入口は、前号口に掲げるものであること。

(敷地内の通路)

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあつては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十五条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
 - 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
 - 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
 - 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

（１）籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

（２）籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（１）籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

（２）籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

（３）籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

（１）幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

（２）勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

（３）高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（案内設備）

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。
- 3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
 - 二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
 - イ 車路に近接する部分
 - ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

(増築等に関する適用範囲)

第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(公立小学校等に関する読替え)

第二十三条 公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十四条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十二条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準)

第二十五条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ（１）中「段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十六条の規定によるほか、」とあるのは「第十六条各号及び」と読み替えるも

のとする。

- 2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第十九条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。
- 3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
 - 一 公立小学校等
 - 二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物
（認定特定建築物等の容積率の特例）

第二十六条 法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

5. 標準案内用図記号 (出典:(公財)交通エコロジー・モビリティ財団)

■公共・一般施設 Public Facilities

推奨度 A



案内
Information



案内所
Question & answer



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender toilet



男性
Men



女性
Women



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area



(備考)
火災予防条例(例)で上記の図記号の使用が規定されている場所には、上記の図記号を使用する必要がある。

※3
(備考)
文字による補助表示を付ける場合は、「男女共用 All gender」またはそのどちらかとする。
色彩はモノトーンが望ましい。

推奨度 B



チェックイン/受付
Check-in / Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル/宿泊施設
Hotel / Accommodation



きっぷうりば/精算所
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



コインロッカー
Coin lockers



休憩所/待合室
Lounge / Waiting room



ミーティングポイント
Meeting point



銀行・両替
Bank, money exchange
(通貨記号差し替え可)



キャッシュサービス
Cash service
(通貨記号差し替え可)



海外発行カード対応ATM
ATM for overseas cards
(通貨記号差し替え可)



充電コーナー
Charge point



郵便
Post



電話
Telephone



無線LAN
Wireless LAN



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



上りエスカレーター
Escalator, up



階段
Stairs



乳幼児用設備
Nursery



子どもお手洗
Children's toilet



おむつ交換台
Diaper changing table



ベビーチェア
Baby chair



着替え台
Changing board



洋風便器
Sitting style toilet



和風便器
Squatting style toilet



温水洗浄便座
Spray seat



クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



更衣室(女性)
Dressing room (women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



礼拝室
Prayer room



くず入れ
Trash box



リサイクル品回収施設
Collection facility for
the recycling products

推奨度 C



自動販売機
Vending machine
(通貨記号差し替え可)

※1 JISZ8210「案内用図記号」に登録されている図記号ですので、ご使用の際は一般財団法人日本規格協会より購入が必要です。

※2 JISZ8210では、国際規格(ISO)との整合の観点から、2019年7月20日をもって削除・変更されています(詳細については、p.293を参照してください)。

※3 「男女共用お手洗」は、急速に変化する社会事情に適合するよう、今までにない概念を図記号として表現したものであり、図記号の背景や解説、表示例、使用例が以下に公開されていますので、使用の際の参考としてください。

〈男女共用お手洗 All gender toilet について〉
http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/allgender_toilet/
(公財)交通エコロジー・モビリティ財団

■交通施設 Transport Facilities

推奨度 B



航空機 / 空港
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば
Bus / Bus stop



TAXI
タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



レンタカー
Rent a car



一般車
Car



自転車
Bicycle



※2
レンタサイクル / シェアサイクル
Rental bicycle / Bicycle sharing



ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



※2
駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



※2
乗り継ぎ
Connecting flights



※2
手荷物受取所
Baggage claim



税関 / 荷物検査
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査
Immigration / Quarantine / Inspection



駅事務室 / 駅係員
Station office / Station staff

■商業施設 Commercial Facilities

推奨度 B



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier
(通貨記号差し替え可)

推奨度 C



店舗 / 売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers, magazines



薬局
Pharmacy



理容 / 美容
Barber / Beauty salon



手荷物託配
Baggage delivery service



コンビニエンスストア
Convenience store

※2 JISZ8210では、国際規格 (ISO) との整合の観点から、2019年7月20日をもって削除・変更されています (詳細については、p.293を参照してください)。

■観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities

推奨度 B



展望地 / 景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium ※2



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場 / プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring



イヤホンガイド
Audio guide

推奨度 C



公園
Park



博物館 / 美術館
Museum



歴史的建造物
Historical monument



応用例 1
variant 1



応用例 2
variant 2

■安全 Safety

推奨度 A



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



列車の非常停止ボタン
Emergency train stop button



非常口
Emergency exit



広域避難場所
Safety evacuation area

(備考)
消防法に基づく告知
(平成11年3月17日消防庁告示第2号)

■禁止 Prohibition

推奨度 A



一般禁止
General prohibition



禁煙
No smoking



(備考)
火災予防条例(例)で上記の図記号の使用が規定されている場所には、上記の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな / かけ込み禁止
Do not rush



ホームドア：たてかけない
Do not lean objects on the platform door
(文字による補助表示が必要)



ホームドア：乗り出さない
Do not lean over the platform door



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw rubbish



飲めない
Not drinking water



電子機器使用禁止
Do not use electronic devices
(文字による補助表示が必要)



撮影禁止
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones

※2 JISZ8210では、国際規格(ISO)との整合の観点から、2019年7月20日をもって削除・変更されています(詳細については、p.293を参照してください)。

推奨度 B



ベビーカー使用禁止
Do not use prams / strollers
(文字による補助表示が必要)



遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping

推奨度 C



飲食禁止
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals

■ 注意 Warning

推奨度 A



一般注意
General caution



障害物注意
Caution, obstacles
(文字による補助表示が必要)



上り段差注意
Caution, uneven access / up



下り段差注意
Caution, uneven access / down



滑面注意
Caution, slippery surface



転落注意
Caution, drop
(文字による補助表示が必要)



天井に注意
Caution, overhead



ホームドア：手を挟まないよう注意
Caution, closing doors [注1]



感電注意
Caution, electricity
(文字による補助表示が必要)

■ 指示 Mandatory

推奨度 A



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



シートベルトを締める
Fasten seat belt



左側にお立ちください
Please stand on the left
(文字による補助表示が必要)



応用例 (右側にお立ちください)
variant (Please stand on the right)
(文字による補助表示が必要)

推奨度 B



二列並び
Line up in twos
(文字による補助表示が必要)



応用例 1 (一列並び)
variant 1 (Line up single file)
(文字による補助表示が必要)



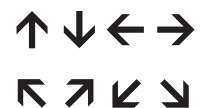
応用例 2 (三列並び)
variant 2 (Line up in threes)
(文字による補助表示が必要)



応用例 3 (四列並び)
variant 3 (Line up in fours)
(文字による補助表示が必要)



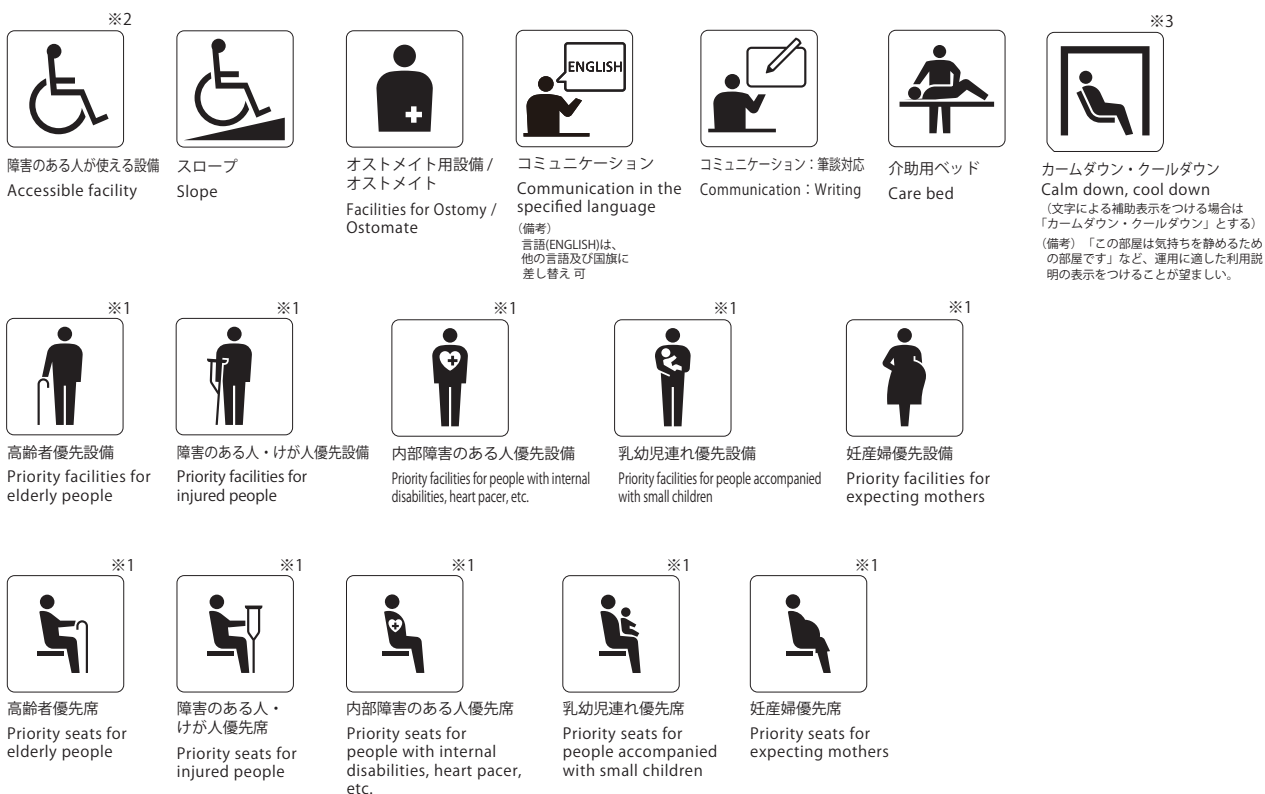
矢印
Directional arrow



応用例
variants

■アクセシビリティ Accessibility

推奨度 A



※1 JISZ8210「案内用図記号」に登録されている図記号ですので、ご使用の際は一般財団法人日本規格協会より購入が必要です。

※2 障害者が利用できる建築物・施設を示す国際シンボルマーク
(財)日本障害者リハビリテーション協会「国際シンボルマーク使用指針」より

※3 「カムダウン・クールダウン」は、急速に変化する社会事情に適合するよう、今までにない概念を図記号として表現したものであり、図記号の背景や解説、表示例、使用例が以下に公開されていますので、使用の際の参考としてください。
(カムダウン・クールダウン Calm down, cool down について)
<http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/calm-down-cool-down/>
(公財)交通エコロジー・モビリティ財団)

■使用上の注意

- 推奨度 A：安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請します。
- 推奨度 B：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを推奨します。
- 推奨度 C：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものです。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができます。

《案内用図記号の変更について》

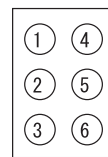
・JISZ8210では、国際規格 (ISO) との整合の観点から、以下の 6 種類の案内用図記号が2019年7月20日をもって削除・変更されています。



6. 点字標示

点字の組み立て

1. 点字はタテ3点ヨコ2点の六つの組み合わせからなる表音文字で、左上から下へ順に、1の点、2の点、3の点、右上から下へ順に4の点、5の点、6の点と言う。
2. 濁音や拗音は、この6点を2単位(ニマス)を用いてつくる。
濁音はその清音の前に5の点を加えてつくり、拗音は4の点を加える。
3. 点字は紙の表面から裏へつき出して書き、右から左への横書きである。視覚障害者はその凸面を触読する。
4. この表は凸面用であり、視覚障害者同様、点字を凸面から読む際に用いる。
この場合左から右へ読み進む。



マス

五十音

●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
アイ	ウ	エ	オ	カ	キ
ク	ケ	コ			
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
サ	シ	ス	セ	ソ	タ
チ	ツ	テ	ト		
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
ヒ	フ	ヘ	ホ		
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ
ユ	ヨ				
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ(中)
					(工)ヲ
●●	●●	●●			
ン	長音符	促音符			

濁音・半濁音

●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ	
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド	
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
バ	ビ	ブ	ベ	ボ	
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
パ	ピ	プ	ペ	ポ	

アルファベット

●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
U	V	W	X	Y	Z	外文字符	外国語引用符		

英文記号

●●	●●	●●	●●	●●	●●
ハイフン	コロロン	セミコロロン	コンマ	ピリオド	大文字符
●●	●●	●●	●●	●●	●●
?	!	コーテーション	アポストロフィ	ダッシュ	二重大文字符

数 字

●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●
1	2	3	4	5	6
●●●●	●●●●	●●●●	●●●●		
7	8	9	0		
●●	●●	●●			
数符	小数点	位取り点			

拗音

キャ	キュ	キョ	ニャ	ニユ	ニョ	リャ	リュ	リョ	チャ	チュ	チョ
シャ	シュ	ショ	ヒャ	ヒユ	ヒョ	ギャ	ギユ	ギョ	ピャ	ピユ	ピョ
チャ	チュ	チョ	ミャ	ミュ	ミョ	ジャ	ジュ	ジョ	ピャ	ピユ	ピョ

特殊音

ウィ	ウェ	ウォ	
ツァ	ツイ	ツェ	ツォ
ファ	フィ	フェ	フォ
ヴァ	ヴィ	ヴェ	ヴォ
シェ	ジェ	チェ	
ティ	ディ	トゥ	ドウ
テュ	デュ	クァ	グァ
ヴ	イェ		

記号・符号

句点(。)	疑問符?	感嘆符!	読点(、)	中点(・)	
第1カギ「」	第2カギ『』	ふたえカギ『』			
第1カッコ()	第2カッコ(())	二重カッコ((()))			
点訳者挿入符	段落挿入符	文中注記符			
棒線	点線	右向き矢印	左向き矢印	両向き矢印	
} 矢印 {					
波線類	第1指示符	第2指示符			
第3指示符	星印	空欄記号 (小文字符)	小見出し符		
○	△	□	× その他	つなぎ符	行末のつなぎ
} 伏せ字記号 {					
詩行符	二重詩行符				

◆ 引用・参考文献

- (1) 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 国土交通省 令和3年3月
- (2) 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン 国土交通省総合政策局安心生活政策課 令和2年3月
- (3) 道路の移動等円滑化整備ガイドライン 財団法人国土技術研究センター 平成23年8月
- (4) 標準案内用図記号 (公財)交通エコロジー・モビリティ財団

◆ 図版作成者

高橋儀平 …… p.24、p.26、p.27、p.28~29、p.30、p.31~32、p.34、p.37、p.48、
p.52~53、p.56~57、p.60~61、p.64、p.90、p.92、p.109、p.113、
p.116、p.117、p.119、p.127、p.129、p.131、p.135~136、p.139、p.142、
p.144~145、p.147、p.151、p.153~154、p.157~159、p.163~166、
p.169、p.171~174、p.179、p.182~184、p.187、p.189、p.191、p.193

※ 下線ページに掲載している図版は、「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 国土交通省」の改定（令和3年3月）との整合の観点等から、改定以前の「川崎市福祉のまちづくり条例 整備マニュアル〈平成21年度改定版〉」に掲載されていた図版の表記を一部変更しています。

◆ 協力

川崎市福祉のまちづくり条例普及啓発キャラクター「ふくまっち」イラスト作成 井上 寛之

「川崎市福祉のまちづくり条例」整備マニュアル 〈令和3年度改定版〉

発行 令和3年10月

発行者 川崎市まちづくり局指導部建築管理課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-3088

●本書の内容の無断複写・複製・転載を禁じます。